



高崎市長

報告者が法人の場合は、本店の名称、所在地及び代表者の氏名を記入する。

報告者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

前橋市大手町1-0-1
群馬工業株式会社
代表取締役 高崎太郎

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、次のとおり報告します。

(結果が複数の場合)
別紙の整理番号と対応するように記入

表1 排出ガス

乾きガス量を記入
[時間排ガス量 (m³/h)] × [稼働時間 (h/日)]

採取年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排出量 (m ³)	乾きガス量 (m ³ /h)	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	試料採取者	分析者	備考
H26.6.5 10:00~14:00	3,000	12.5	煙突測定口 廃棄物焼却炉	H26.6.30	0.16	株〇〇	株△△	No. 1

表2 排水

採取年月日及び時刻	測定場所 名称	排水量(m ³ /日)	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
H26.6.5 10:30	排水口	2,000	廃ガス洗浄施設	H26.6.30	0.052	株〇〇	株△△	No. 2

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種類	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
H26.6.5 11:00	ばいじん	集じん機取出口	廃棄物焼却炉	H26.6.30	0.032	株〇〇	株△△	No. 3
H26.6.5 11:20	焼却灰	焼却炉灰取出口	廃棄物焼却炉	H26.6.30	0.13	株〇〇	株△△	No. 4

備考 1 報告書の大きさは、日本産業規格A4とすること。

試料の種類を記入

- ・ 焼却灰
 - ・ ばいじん
 - ・ 混合灰 (焼却灰とばいじんの混合物)
- ※構造上、焼却灰とばいじんを分離できない場合

は、別紙2を添付するものとする。
は2のそれぞれとの対応関係がわかるよう
ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻 (以下
と。なお、同一届出者が大気基準適用施設

及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。

- 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態 (以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 8 表3の試料の種類として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物 (処理方法) の別を記載すること。

(結果が複数の場合)
備考の番号と対応する
ように記入

に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	No. 1	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価 係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8-TeCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF				0.03	
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF				0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF				0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF				0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HxCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
Total PCDFs		—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8-TeCDD				1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD				1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs		—	—	—	—
Total (PCDFs+PCDDs)			—	—	—	—
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB (#81)				0.0003	
	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)				0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB (#126)				0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)				0.03	
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB (#123)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB (#118)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)				0.00003	
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB (#114)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)				0.00003	
	Total コプラナーPCB		—	—	—	—
Total ダイオキシン類			—	—	—	—

検査機関の測定報告書より転記

- 備考
- 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位をng/m³（毒性等量にあつては、ng-TEQ/m³。）、排出水の測定結果を記入する場合には、単位をpg/L（毒性等量にあつては、pg-TEQ/L。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位をng/g（毒性等量にあつては、ng-TEQ/g。）とする。
 - 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
 - 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
 - 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
 - 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
 - 6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
 - 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること

簡易測定法の場合に添付

別紙 2

**(結果が複数の場合)
備考の番号と対応す
るように記入**

規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

	方法	実測濃度	試料におけ る定量下限	試料におけ る検出下限	測定量 (毒性等量)	備 考
No. 3						
No. 4						

検査機関の測定報告書より転記

- 備考
- 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位をng/m³（毒性等量にあつては、ng—TEQ/m³。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、ng/g（毒性等量にあつては、ng—TEQ/g。）とする。
 - 2 測定方法の項においては、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
 - 3 実測濃度の項においては、2 の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
 - 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
 - 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
 - 6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
 - 7 用語の定義は、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
 - 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。